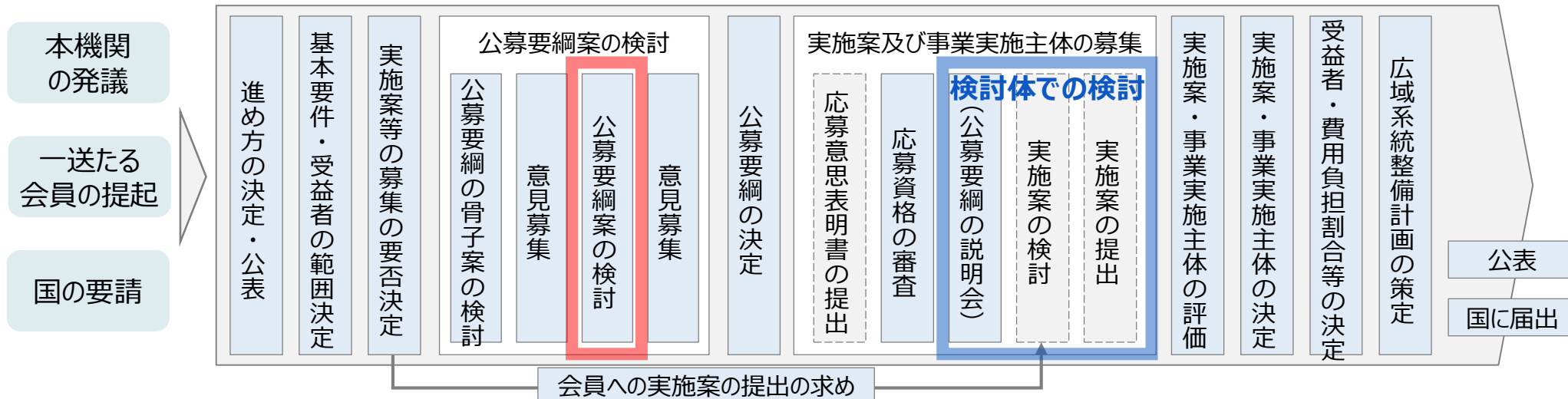


東地域の広域連系系統に係る計画策定プロセス －公募要綱案について－

2024年9月10日
広域系統整備委員会事務局

- 前回の本委員会では、北海道本州間連系設備（日本海ルート）について、公募要綱の骨子案に対する意見募集結果の概要についてご報告した。
- 本日は、いただいたご意見を踏まえて、本プロセスでの円滑なプロジェクトの実現のための進め方として、有資格事業者が実施案の検討のために検討体を構築することについて、ご議論いただきたい。また、こうした内容を反映した公募要綱案について、あわせてご確認いただきたい。

《東地域の計画策定プロセスの流れ》



- 実施案の提出については、これまでの広域系統整備計画では前例のないSPCを想定した場合の手続きや、応募意思表明後の事業者の出入りに関する扱いなどに関するご意見を多数いただいた。
- こうした手続き等の明確化に関するご意見については、いただいたご意見も踏まえたQAを今後作成し本機関ウェブサイトにて公開することで周知に努めることとしたい。
- 加えて、公募要綱案を作成する上での大きなご意見として、プロジェクトの規模や性質に見合ったスケジュールなど、計画策定プロセスの進め方に対して慎重な対応を求めるご意見も多数いただいた。

● 章別の意見件数

章番号	件数	章番号	件数
I.実施案及び事業実施主体の公募に至る経緯	2	IX.実施案及び事業実施主体の評価方法等	6
II.公募の目的	1	X.応募に必要な情報の提供	4
III.スケジュール	9	XI.他社設備の工事の実施及び維持・運用	1
IV.応募意思の確認	6	XII.広域系統整備計画の変更	22
V.応募資格の審査	1	XIV.本公募要綱に記載の無い事項について	1
VII. 実施案の提出	33	XV.その他	16
VIII.実施案の記載事項	20	合計	122

- 公募要綱の骨子案に対する意見募集で頂戴した意見に対応するため、公募要綱案では以下のような配慮が必要。
 1. 実施案の提出期限の見直しや、実施案等の変更、本事業からの辞退を認める仕組みの整備（事業実施主体として参画するための段階的な事業者判断の機会に対する意見も含む。）
 2. 将来のSPC組成を想定した仕組みの整備 等
- このため、今回の公募要綱案では、有資格事業者が検討体を構築し、
 - ① 本機関への定期報告の実施
 - ② 実施案の提出期限の見直し等を協議できる仕組み
 - ③ 実施案を提出した有資格事業者が事業実施主体となるかの意思確認を行う仕組みなどを新たに追加することとしたい。

- 有資格事業者は、実施案の検討に際して検討主体となる体制（検討体）を構築（検討体は原則として有資格事業者で構成*）し、実施案の作成に必要な検討や、本機関への定期報告・協議などを行う。

応募意思表示

実施案の作成

実施案の提出

検討体

有資格事業者

その他事業者*

A 事業者
B 事業者



C 事業者
D 事業者

検討体

有資格事業者

その他事業者*

X 事業者



Y 事業者

有資格事業者
(連名・SPC)

A 事業者
B 事業者
C 事業者

有資格事業者
(単体)

X 事業者

定期報告・
協議の発議 等



進捗確認 等

広域機関

*複数事業者が連名で応募意思表示をした場合は有資格事業者とみなされた当該複数事業者で構成すること。

*検討体を構成する有資格事業者が認めた場合に限り、当該有資格事業者以外の事業者が当該検討体に参画し、当該有資格事業者が行う実施案の検討の一部又は全部について共同で検討を行うことができる。

■ 今回新たに検討体を構築し、本機関との協議等を行う仕組みとすることで、以下のような効果を期待できる。

- 本プロジェクトでは、関係する事業者が多数となることが想定されるが、有資格事業者*の構成変更や一部事業者の脱退などが、事業者ごとに散発的に発生すれば、本プロジェクトの進行を遅らせることにもなる。検討体を構築し、本機関への定期報告・協議を行う仕組みとすることで、本機関においても、プロジェクトの進捗管理や課題への対応を迅速に行うことができるようになる。
- 本プロジェクトでは様々な知見が必要となることが想定されることから、有資格事業者が実施案の検討時に必要となる知見を有する事業者を、自身の検討体に参画させ、実施案の一部又は全部について共同で検討を行うことができるようにすることで、技術的な検討と並行して、将来的なSPC組成などの体制についても、あわせて検討することができる。
- 有資格事業者*を構成する一部事業者が脱退すると、それがプロジェクト全体の中止につながることも想定される。このため、単に事業者の脱退を認めるのではなく、その前に、本プロジェクトの実現に向けて見直し等の対応を行う余地があるならば、あらかじめ本機関や国も含めて協議を行う仕組みとすることで、プロジェクトの実現性を高めることができる。

- 本でご提示した公募要綱案については、業務規程に基づき会員への意見聴取を実施するとともに、次回以降の本委員会にて意見募集を踏まえた公募要綱についてお示しすることとしたい。

《今後のスケジュール》

2024年	9月	公募要綱の骨子案に対する意見を踏まえた公募要綱案の確認（本日） （会員への意見聴取）
	10月頃	公募要綱の決定
	12/23	応募意思表明書の提出期限
	12月～ 2025年1月頃	応募資格審査
2025年	12/26	実施案の提出期限
	年度末別途	広域系統整備計画の決定

【参考】今後の地域間連系線の整備のスケジュール

- マスタープランを踏まえた系統整備について、今後、早期の着工・完成を目指すべく、電力広域機関における計画策定プロセスを進めていく。



第56条の2 本機関は、広域系統整備の基本要件を決定する際に、設備形成に係る委員会の意見を踏まえ、実施案及び事業実施主体の募集を行うか否かを決定する。

第56条の3 本機関は、前条の規定により実施案及び事業実施主体の募集を行うと決定した場合には、次の各号に掲げる手順にしたがって、実施案及び事業実施主体の募集を行う。

本機関は、実施案の募集を決定したことを公表する。

本機関は、第56条の規定により決定した広域系統整備の基本要件を踏まえ、応募資格、必要な増強容量、広域系統整備が必要となる時期、広域系統整備の方策、実施案の提出期限、実施案及び事業実施主体の選定スケジュール、実施案及び事業実施主体の評価方法、実施案の記載事項その他必要な事項を定めた公募要綱を策定し、公表する。なお、本機関は、公募要綱の策定に当たっては、必要に応じ会員の意見を聴取するとともに、公表する内容を検討するものとする。

本機関は、実施案の応募の意思を有する事業者から応募意思を表明する文書の提出を受ける。

本機関は、前号の規定により応募意思を表明した事業者について、送配電等業務指針に定める応募資格者に該当することその他の公募要綱で定める応募資格を満たす事業者（以下「有資格事業者」という。）であることを確認する。

本機関は、必要に応じ、有資格事業者を対象とした公募要綱の説明会を開催する。

本機関は、有資格事業者から、実施案の作成のために情報の提供の依頼があった場合には、本機関が実施案の作成のために必要であると認める範囲において、関係する電気供給事業者から情報の提出を受け、当該有資格事業者に当該情報を提供する。この場合には、本機関は、有資格事業者に対して、開示した情報に関する守秘義務を課し、目的外利用を禁止するため、別途誓約書の提出を求めるものとする。

本機関は、第2号の公募要綱に記載した提出期限までに有資格事業者から実施案の提出を受ける。

(実施案及び事業実施主体の決定)

第58条 本機関は、第56条の3又は第56条の4の規定により提出された実施案について、設備形成に係る委員会における次の各号に掲げる事項についての総合的な評価を踏まえ、実施案及び事業実施主体を決定する。

- 一 公募要綱等への適合性 増強容量、増強の完了時期、送配電等業務指針に定める電力系統性能基準の充足性、法令又は政省令への適合性等
- 二 経済性 工事費、流通設備の維持・運用費用、送電損失等
- 三 系統の安定性 電力系統の運用に関する柔軟性、事故発生時のリスク等
- 四 対策の効果 安定供給、電力取引の活性化、再生可能エネルギー電源の導入拡大等への寄与
- 五 事業実現性 流通設備の建設（用地取得を含む。）に関する経験、用地取得のリスク、工事の難易度等
- 六 事業継続性 財務的健全性、流通設備の維持・運用に関する経験、保守・運用の体制等
- 七 その他実施案の妥当性を評価するに当たって必要な事項

2 本機関は、実施案の評価において、経済性、系統の安定性若しくは事業実現性等の向上又は提出された実施案の適正な比較評価のために必要であると認められた場合には、実施案の修正に関し、設備形成に係る委員会の検討を踏まえ、当該実施案の応募者に協議を行う。ただし、軽微な修正については、設備形成に係る委員会の検討を経ることなく、当該協議を行うことができる。

3 本機関は、実施案の内容に事業実施主体以外の他の電気供給事業者が維持・運用する既設の電力設備（以下「他者設備」という。）の増強・改造等が含まれる場合若しくはその可能性が認められる場合又は当該実施案の内容が他者設備の維持・運用に影響を与える可能性が認められる場合には、当該他の電気供給事業者に対し、次の各号に掲げる事項を確認する。

- 一 既設の電力設備の増強・改造等の必要性に関する検討方法及び結果の妥当性
- 二 既設の電力設備の増強・改造等の内容及び概算費用の妥当性
- 三 既設の電力設備の維持・運用への影響の有無及び影響が有る場合にはその対策

（流通設備の整備計画の策定）

第55条 一般送配電事業者及び配電事業者は、広域系統長期方針を基礎としつつ、次の各号に掲げる事項（将来の見通しに係る事項については、その蓋然性も含む。）を考慮の上、増強に経済合理性が認められる合理的な流通設備の整備計画を策定する。

- 一 需要の見通し（節電及びデマンドリスポンスの見通しを含む。）
- 二 電源の開発計画
- 三 流通設備の更新計画
- 四 系統アクセス業務の状況
- 五 送電系統（連系線を除く。）への電源の連系等に制約が生じている地域の状況
- 六 連系線の運用容量に制約を与えている流通設備（連系線を除く。）の状況
- 七 電力系統性能基準の充足性
- 八 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）その他の法令又は政省令による制約
- 九 広域系統長期方針、広域系統整備計画その他の将来の計画との整合性
- 十 流通設備の整備により発生、増加又は減少する費用（工事費、維持・運用費用、送配電損失を含む。）
- 十一 流通設備の整備が電力系統の安定性に与える影響（電力系統の運用に関する柔軟性の向上、工事実施時の作業停止による電気の供給信頼度への影響を含む。）
- 十二 自然現象（雷、土砂災害、津波、洪水等）等により流通設備に故障が発生するリスク
- 十三 工事の実現性（用地取得のリスク、工事の難易度を含む。）
- 十四 流通設備の保守（流通設備の故障発生時の対応を含む。）の容易性
- 十五 電力品質への影響
- 十六 その他合理的な流通設備の形成・維持・運用のために必要な事項